

高知県福祉活動支援基金助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高知県福祉活動支援基金設置及び管理運用規程第3条に基づき社会福祉法人高知県社会福祉協議会が行う民間社会福祉団体等への助成事業について必要な事項を定める。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象者は、高知県内で活動する法人及び団体であって次の者とする。

- (1) 社会福祉法第2条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業（貸付事業を除く）を実施する社会福祉法人及び独立行政法人
- (2) 社会福祉法第109条第1項及び同法第110条第1項に定める社会福祉協議会
- (3) 社会福祉の向上を図るための事業を実施する公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人及びNPO法人
- (4) 民間福祉団体等（営利法人を除く。団体及び事業内容について、所轄行政官庁もしくは所在地の市町村社会福祉協議会の推薦を受けるものとする。)

(助成の対象事業及び助成額)

第3条 助成の対象とする事業及び助成額は次のとおりとする。

- (1) 社会福祉施設入所児(者)進学等支援事業

社会福祉施設入所児(者)の進学等の支援に係る次の費用。ただし、ア進学祝金とイ就職支度費及びウ高校卒業祝金は重複して交付しない。

ア 進学祝金 一人あたり 50,000円

(大学、短期大学、専修学校の専門課程その他の教育訓練施設に進学する者及び高等専門学校の第4学年に進級又は編入する者を対象とする。)

イ 就職支度費 一人あたり 30,000円

ウ 高校卒業祝金 一人あたり 30,000円

エ 高校通学費 一人あたり 月額15,000円以内

(児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金、又は、生活保護法による教育扶助等により通学のための交通費が支弁されていない者に対し、国庫負担金の算定に基づく通学費を支給する。)

- (2) 地域福祉活動支援事業

次の事業に係る費用のうち、別表第1に定めるもの。

ア 高齢者（要支援・要介護高齢者を含む）を対象とする生きがづくり・自立促進のための事業、在宅介護者等の交流・リフレッシュ事業等

イ 障害者を対象とする生きがづくり・自立促進のための事業、在宅介護者等の研修・交流・リフレッシュ事業等

ウ 児童及びひとり親家庭等を対象とする研修・交流事業、児童の健全育成を促進するための事業等

エ その他地域福祉の推進に必要と認められる事業

- (3) その他上記(1)～(2)以外の事業で、本基金の目的を達成するために必要と認められる事業

2 前項第2号及び第3号の助成事業及び助成額は、申請のあった事業の中から目的、内容等を審査し、予算の範囲内で決定する。

(助成金の交付手続き等)

第4条 助成金の交付に必要な手続きについては、別に定める。

(助成条件)

第5条 助成対象者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、助成の目的に反して使用・譲渡・交換及び貸し付けてはならない。
- (2) 事業を実施するときは、その事業のポスター、要綱等に「高知県福祉活動支援基金助成事業」の表示をしなければならない。また、助成を受けて購入した機器、備品等にも「高知県福祉活動支援基金助成事業」の表示をするものとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）に該当すると認められる者を契約の相手方としない等、暴力団等の排除に係る高知県の取扱いに準じて行わなければならない。

(助成金の返還等)

第6条 会長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、助成金を返還させるものとする。

- (1) 不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 第5条に定める助成条件に違反したとき
- (3) 助成金を交付の目的に反し他の用途へ使用したとき
- (4) 助成対象者が暴力団等に該当すると認められるとき、又は、経営や運営に対する暴力団等の関与等が認められるとき

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

別表第1（第3条第2号関係）

地域福祉活動支援事業助成対象経費	
*助成対象事業に係る活動を行うために必要な経費のみを対象とし、法人等の経常的経費は含まない。	
対象経費	内容
諸謝金	講師等に対する謝金等
印刷製本費	冊子の印刷等
旅費交通費	講師等旅費・交通費
通信運搬費	連絡・案内文の送付等に必要な費用等
消耗品費	消耗品 次に掲げる事業に係る食材料費 ・参加者による調理がプログラムに含まれる交流事業 ・生活困窮者又はひきこもり者等生活上の困難を抱えた者に対する食支援事業
修繕費	助成対象事業に使用する物品の修理等
使用料・借上料	会場使用料等
備品購入費	機器備品等
その他	上記の他、助成対象事業の実施に必要と認められる経費

高知県福祉活動支援基金助成事業助成金交付要項

(趣 旨)

第1条 この要項は、高知県福祉活動支援基金助成事業実施要綱第4条に基づき、助成金の交付に関し必要な手続きについて定める。

(申 請)

第2条 この助成を受けようとする者は、第1号様式による助成金交付申請書に所定の書類を添付して会長に提出するものとする。なお、助成の対象となる事業は、助成対象年度の3月31日までに完了するものとする。

(請求及び交付)

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金の交付の決定通知を受け取った日以後、第3号様式により概算又は精算請求書を会長に提出しなければならない。

2 前項の規定により請求があったときは、これに基づき概算又は精算交付を行うものとする。

(変更承認)

第4条 当該助成に係る事業を変更、中止又は廃止しようとするときは、第2号様式により会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

(実績報告)

第5条 助成金の交付を受けた者は、助成の対象となった事業が完了した後、1ヶ月以内もしくは4月15日のいずれか早い期日までに第4号様式による実績報告書に事業の実績を証する書類及び収支決算書を添えて事業の実績を報告しなければならない。

(助成金の額の確定及び通知)

第6条 前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、助成金の交付決定額の範囲内で交付額を確定し、文書で通知するものとする。

2 確定額が概算交付額を下回る場合は、差額分を返還させるものとする。

附 則

この要項は、平成26年2月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年11月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年10月28日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年11月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年11月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和5年11月1日から適用する。

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 会長 様

団体名

代表者名

印

住所 〒

令和 年度高知県福祉活動支援基金助成金交付申請書

上記について、下記により助成金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。
 なお、申請に当たっては、高知県福祉活動支援基金助成事業実施要綱により規定する全ての助成条件を満たすとともに、申請内容に不正等はないことを誓約します。

記

1 助成事業名

（該当する事業のいずれか1つに☑を入れてください）

- 生きがいつくり・自立促進事業（上限150,000円）
- 研修・イベント・広報啓発等事業（上限300,000円）
- 制度外サービス提供事業・調査研究事業（上限300,000円）
- 備品購入事業（上限500,000円）

2 申請額 _____ 円（千円未満切り捨て）

3 添付書類

- (1) 助成事業計画書(別紙1)
- (2) 助成事業収支予算書(別紙2)
- (3) 団体の直近の決算書

事業実施 責任者 (連絡先)	住所 〒			
	TEL		FAX	
	E-mail			
	担当者氏名			
推薦団体 (連絡先)	団体名			
	担当課		担当者	
	TEL		FAX	

別紙1 (交付申請書に添付)

助成事業計画書

1 申請者

対象種別	(実施要綱第2条の該当するものに☑を入れてください) <input type="checkbox"/> 第1号(社会福祉法人、独立行政法人) <input type="checkbox"/> 第2号(社会福祉協議会) <input type="checkbox"/> 第3号(公益法人、NPO法人) <input type="checkbox"/> 第4号(民間福祉団体等※)		
法人格	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () 法人)	設立年	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年
主な活動範囲 (市町村名等)		団体人数	人
昨年度の事業実施内容			

※実施要綱第2条第4号に該当する民間福祉団体等は、別紙により所轄行政官庁もしくは所在地の市町村社会福祉協議会の推薦を受けること

2 事業内容 (事業のテーマや内容を具体的に記載してください)

① 申請事業の対象 (該当するものに☑を入れてください) <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 身体障害者 <input type="checkbox"/> 知的障害者 <input type="checkbox"/> 精神障害者 <input type="checkbox"/> 児童 <input type="checkbox"/> 子育て家庭 <input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> 生活困窮・引きこもりなど困難を抱える者 <input type="checkbox"/> その他 ()	
② 申請事業の目的 (きっかけ、達成しようとする目的など)	
③ 申請事業の内容 (実施内容、対象者像、実施場所、プログラム等を <u>具体的に</u>)	
実施期間 / 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
実施回数 / 回	参加見込み数 / 名
備品購入の場合、配置・保管場所 /	

④ 申請事業実施後の予想される事業効果

⑤ 事業の新規性・広域性・公益性（社会的ニーズへの対応）（過年度に同一事業に対して当該助成金の交付を受けている場合は記載してください。）

〔所轄行政官庁もしくは所在地の市町村社会福祉協議会の推薦書〕

※要綱第2条第4号に該当する民間福祉団体等

推薦を受ける団体名 _____

1. 該当する全ての項目について、を入れること。（必須）

✓欄

- (1) 当該団体は、営利を目的としない団体である。
- (2) 当該団体は、事業の実施から会計、実績報告まで責任をもって履行できると認められる。
- (3) 当該団体は、地域の住民や団体（自治会、地域運営組織など）、福祉や医療に係る関係機関や行政機関との必要な連携を図ることが可能な団体である。
- (4) 当該団体の構成員以外の地域住民や団体等が自由に参加できる活動を行っている団体と認められる。
- (5) 申請事業は、困難を抱える人への支援などといった地域での課題解決に取り組むものである。
- (6) 申請事業の実施によりもたらされる効果は、事業終了後も継続・発展することが見込まれる。

2. 当該団体に助成することにより期待される効果。（任意）

(自由記述)

以上のことから、当該団体は地域福祉活動助成金の助成にふさわしいため、推薦いたします。

〔推薦団体名〕

〔責任者〕 _____

印

助成事業収支予算書

団体名 _____

1. 収入の部

(単位: 円)

科 目	予 算 額	積 算 根 拠
助成希望額		
自己資金		
参加費		
その他の資金		
合 計	円	

2. 支出の部

科 目	予 算 額	積 算 根 拠
合 計	円	

①収入欄は助成申請額以外の自己資金、参加費やその他の資金額の見込みを記載してください。

②支出欄は申請事業全体の予算を経費項目ごとに記載してください。

③総収入と総支出は同額としてください。

④全ての経費項目ごとに下記のような積算根拠を記載してください。

・講師謝金 @ 1万円×3人 ・通信運搬費 @ 120円×100カ所×3回 など

⑤備品購入費は当該事業の実施に必要不可欠なものに限定します。5万円を超える備品購入については見積書を添付してください。

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 会長 様

団 体 名

代表者名

印

住 所 〒

助 成 事 業 変 更 申 請 書

令和 年 月 日付高社協発第 号で交付決定のありました令和 年度高知県福祉活動支援基金助成事業について、下記により(変更・中止・廃止)したいのでご承認くださるよう申請します。

記

- 1 助成事業名
- 2 (変更・中止・廃止)の理由
- 3 (変更・中止・廃止)の内容
- 4 添付書類
助成事業変更予算書(別紙)

事業実施 責任者 (連絡先)	住 所 〒	
	TEL	FAX
	E-mail	
	担当者氏名	

別紙(変更申請書に添付)

助成事業変更予算書

1. 収入の部

(単位：円)

科目	変更後予算額	変更前予算額	変更内容
助成希望額			
自己資金			
参加費			
その他の資金			
合計	円	円	

2. 支出の部

科目	変更後予算額	変更前予算額	変更内容
合計	円	円	

①総収入と総支出は同額として下さい。

②変更前予算欄は助成事業収支予算書の予算額と一致します。

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 会長 様

団 体 名

代表者名

印

住 所 〒

助 成 金 交 付 請 求 書

令和 年度高知県福祉活動支援基金助成金(決定通知高社協発第 号)
を(概算・精算)交付されるよう請求します。

記

- 1 助成事業名
- 2 交付決定額 円
- 3 今回請求額 円

助成金振込先

金融機関名	銀行	支店
預金種別		
口座番号		
フリガナ		
名 義		

連絡先	TEL	FAX	
	E-mail		
	担当者氏名		

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 会長 様

団 体 名

代表者名

印

住 所 〒

実 績 報 告 書

令和 年度高知県福祉活動支援基金助成金の実績報告について次の
関係書類を添えて報告します。

記

- 1 助成事業名
- 2 助成金交付決定額 円
- 3 助成金交付済額 円
- 4 助成金実績額 円
- 5 添付書類
(1)助成事業結果報告書(別紙1)
(2)助成事業収支決算書(別紙2)

事業実施 責任者 (連絡先)	住 所 〒	
	TEL	FAX
	E-mail	
	担当者氏名	

助成事業結果報告書

団体名 _____

1. 事業結果

(1) 事業実施期間 年 月 日～ 年 月 日

(2) 実施結果概要 (参加人数、実施回数等)

(3) 事業実施効果について

① 申請書記載の「申請事業の目的」の達成状況について、該当するものを選択してください。BまたはCを選択した場合は、その理由を記載してください。

- A 達成できた
- B 一部達成できた
(理由: _____)
- C 達成できなかった
(理由: _____)

② 本事業を通して得られた効果が高かったと思われる項目を3つまで選択してください。

- 住民同士のつながりや地域で支え合う仕組みづくり
- 地域における居場所づくり
- 地域福祉を担う人材の育成
- 関係機関や関係団体のネットワークの構築
- 地域福祉に関する理解の促進
- 地域福祉課題の解決・緩和
- 地域コミュニティの再生・活性化
- その他
(_____)

2. 添付資料

- ① パンフレット・リーフレット等
 - ② 事業活動の写真(コピー可)
 - ③ 領収書等支払を証明する書類(コピー)
- ※ 添付書類は、事業結果が十分把握できるものを添付してください。

別紙2 (実績報告書に添付)

助成事業収支決算書

団体名 _____

1. 収入の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	支出内訳
助成額			
自己資金			
参加費			
その他の資金			
合計	円	円	

2. 支出の部

科目	予算額	決算額	支出内訳	領収書番号
合計	円	円		

- ①収入欄は助成申請額以外の自己資金、参加費やその他の収入額を記載してください。
- ②支出欄は申請事業全体の決算額を経費項目ごとに記載してください。
- ③総収入と総支出は同額としてください。
- ④予算額欄は申請時に提出いただいた助成事業収支予算書と一致します。なお、変更承認をうけている場合は助成事業変更予算書の変更後予算額と一致します。
- ⑤支出の内訳欄に決算額を構成する内容と金額を記載してください。
例 決算額欄 4,200円 内訳欄 コピー用紙 1,200円 文房具 3,000円
- ⑥領収書番号にあわせて、該当する支出証拠書類（領収書、振込書等のコピー）に通し番号を付けてください。

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 会長 様

法人名

（施設名）

代表者名

印

住 所 〒

令和 年度高知県福祉活動支援基金助成金交付申請書

上記について、下記により助成金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、申請に当たっては、高知県福祉活動支援基金助成事業実施要綱により規定する全ての助成条件を満たすとともに、申請内容に不正等はないことを誓約します。

記

- 1 申請額 円
- 2 対象者数 人
（対象者ごとに内訳書を添付して下さい）
- 3 添付書類
（1）助成事業内訳書（別紙）
（2）その他必要な書類

申請者 責任者 （連絡先）	住 所 〒
	TEL FAX
	E-mail
	担当者氏名

助 成 事 業 内 訳 書

1 対象者の概要

施 設 名	
対 象 者 名	
申 請 金 額	円
事 業 分 類	<input type="checkbox"/> 進学祝金 <input type="checkbox"/> 就職支度費 <input type="checkbox"/> 高校卒業祝金 <input type="checkbox"/> 高校通学費

2 添付書類

- 進学祝金 …合格通知等証明できるもの(コピー)
就職支度費 …採用通知等証明できるもの(コピー)
高校卒業祝金 …高校卒業（見込みを含む）を証明できるもの(コピー)
高校通学費 …領収書等支払を証明する書類（コピー）

申請に係る注意事項：

- ①進学祝金と就職支度費及び高校卒業祝金は重複して申請できません。
- ②高校通学費は当年度分をまとめて通学費を要しなくなった日以降もしくは当年度末（3月31日）までに、その他は随時提出してください。
- ③申請時点で進学、就職又は卒業を証明できる書類がない場合は、施設長（任意様式）または学校長による見込み証明書（卒業見込み証明書等）を提出してください。なお、予定通り進学、就職又は卒業できなかった場合は、返納が必要となります。

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 会長 様

団体名

代表者名 印

住所 〒

助成金交付請求書

令和 年度高知県福祉活動支援基金助成金（決定通知高社協発第 号）を（概算・精算）交付されるよう請求します。

記

- 1 助成事業名 社会福祉施設入所児（者）進学等支援事業
- 2 交付決定額 円
- 3 今回請求額 円

助成金振込先

金融機関名	銀行	支店
預金種別		
口座番号		
ふりがな		
名義		

第4号様式（進学等支援事業用）

令和 年 月 日

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 会長 様

団 体 名

（施設名）

代表者名

印

住 所 〒

実 績 報 告 書

令和 年度高知県福祉活動支援基金助成金の実績報告について次の
関係書類を添えて報告します。

記

- 1 助成事業名 社会福祉施設入所児（者）進学等支援事業
- 2 助成金交付決定額 円
- 3 対象者数 人
(対象者ごとに別紙報告書を添付して下さい)
- 4 助成金精算額 円
- 5 添付書類 (1) 助成事業結果報告書（別紙）
(2) 各種証明書類※

申 請 責 任 者 (連絡先)	住 所 〒
	TEL FAX
	E-mail
	担当者氏名

別紙（実績報告書に添付）

【 / 人】

助成事業結果報告書

1 対象者の概要

施設名	
対象者名	
事業分類	<input type="checkbox"/> 進学祝金 <input type="checkbox"/> 就職支度費 <input type="checkbox"/> 高校卒業祝金 <input type="checkbox"/> 高校通学費

2 助成金の使途

金額	円
使途	

3 添付書類

- ①本人への支払や物品を購入したことを証明する領収書等（コピー）
- ②施設長または学校長による見込み証明書により交付申請を行っている場合は、進学、就職又は卒業を証明するもの（コピー）